

住民税・所得税・復興特別所得税

文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
3月	1	金	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税) 申告 ※住民税申告は、市役所税 務課市民税係(1階5番窓 口)でも受け付けします。	市職員	受付時間: 午前9時~ 午後4時
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	11	月			
	12	火	混雑の状況によっては、長時間お待ち いただくことや、早めに相談受付を終了 させていただく場合がありますので、ご 了承ください。		相談時間: 午前9時~ 正午 午後1時~ 4時
	13	水			
	14	木			
	15	金			

所得税および復興特別所得税の確定申告

文化センター1会場では、文化センター1会場で受け付けています。

受付時間
午前9時~午後4時(混雑の状況等によっては、長時間お待ちいただくことや、早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください)

※文化センターは午前9時に開館します。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

受け付けできる申告
公的年金等所得申告および還付申告(平成30年分)

受け付けできない申告
「譲渡所得」、農業・営業土地・建物・株式等の

申告は3月15日(金)まで

忘れずに申告してください

宇治税務署(☎0774-44-4141)

受付時間
午前9時~午後4時
※会場の状況により早め(午後3時頃)に受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

住民税の申告

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の税務課(5番窓口)または文化センター1会場で受け付けています。申告の必要ない人は、住民税申告書に必要事項を記入し、受付期間中に申告してください。

※所得税額が新たに発生または増減する場合は、宇治税務署または文化センター会場を案内させていただきます。

住民税の申告が必要な人
平成31年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成30年中に所得(収入)があった人など

住民税の申告が不要な人
▽所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出している人
▽収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人
▽平成30年中に所得が無かった人

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の税務課(5番窓口)または文化センター1会場で受け付けています。申告の必要ない人は、住民税申告書に必要事項を記入し、受付期間中に申告してください。

※所得税額が新たに発生または増減する場合は、宇治税務署または文化センター会場を案内させていただきます。

住民税の申告が必要な人
平成31年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成30年中に所得(収入)があった人など

住民税の申告が不要な人
▽所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出している人
▽収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人
▽平成30年中に所得が無かった人

※申告相談会場ではコピーサービスを行っておりません。
※駐車場のスペースに限りがありますので、申告相談会場へはできる限り徒歩や公共交通機関でお越しください。

宇治税務署からののお知らせ

軽減税率制度説明会を開催します

宇治税務署管内で軽減税率説明会を開催しています。どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合には、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

日時 ①3月26日(火)、②3月27日(水) 午後2時~3時30分

場所 ①京田辺市コミュニティホール(京田辺市田辺80)、②宇治市生涯学習センター(宇治市宇治琵琶45の14) 宇治税務署法人課税第1部 門(☎0774-44-4452)

バイク等の廃車手続きはすぐに

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、廃車手続きを行ってください。

また、譲渡や解体などをした場合も手続きをお願いします。廃車や名義変更の手続きをされないと、軽自動車税が引き続き課税されることとなります。軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度の軽自動車税は全額納めていただくこととなります。

手続き先や手続き方法等は車種等により異なりますので、ご注意ください。

車種	登録	廃車	手続き・問合せ先		
●原動機付自転車(総排気量125cc以下)	●農耕作業用自動車(トラクター等)	●小型特殊自動車(フォークリフト等)	●ミニカー	登録 廃車	印かん・ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類を持参のうえ、手続きをしてください。また、代理人が手続きを行う場合は委任状が必要です。 ◆問合せ 市役所税務課市民税係
●二輪の小型自動車(総排気量250cc以上)	●二輪の軽自動車(総排気量125cc以上250cc以下)	●三輪の軽自動車	●四輪の軽自動車	登録 廃車	◆問合せ 京都運輸支局(☎050-5540-2061)
				登録 廃車	◆問合せ 軽自動車検査協会(☎050-3816-1844)

問税務課市民税係(☎983-2164)

税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的として、窓口で書類提示による本人確認を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

交付申請時には、以下の①~③のうちいずれかの本人確認資料(郵送での請求の場合は写し)を持参してください。

①マイナンバーカード、免許証等の官公庁が発行した顔写真付証明書を1点、②健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点、③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点。

コンビニエンスストアで税証明取得
マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等で最新年度の所得証明書、課税(非課税)証明書を取得いただけますので、こちらもご利用ください。〔7面に関連記事あり〕

住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税の2分の1相当額、または3分の2相当額を減額します。

【減額される要件】
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。
▽2020年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事を完了していること(費用の合計が50万円を超えるもの)。

【減額の期間】
改修工事が完了した年の翌年度分から、次のとおりその家屋の固定資産税額を減額。
●2020年3月31日までに改修工事が完了...1年間
●通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了...2年間

【減額する額】
改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1相当額。
※平成29年4月1日以降の改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2相当額。

【手続き】
次の書類を改修工事完了後3カ月以内に税務課資産税係へ提出してください。※申請にはマイナンバーの記載が必要です。

①減額申告書
②地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書
③耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)
④長期優良住宅であることを証明する「認定通知書」(写し)

【その他】その他の減額制度の利用など、詳しくはお問い合わせください。
問税務課資産税係(☎983-2480)

市税・国民健康保険料の納付は便利な口座振替(自動払込)のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車等すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税等取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)で行うことができます。なお、振替は2019年度分からとなります。

市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課までご連絡ください。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込みしてください。
問税務課収納係(☎983-2481)